

福島県立医科大学大学院学則

	平成18年	4月	1日	基本規程第18号
一部改正	平成18年	12月	27日	基本規程第29号
一部改正	平成19年	7月	2日	基本規程第7号
一部改正	平成19年	12月	21日	基本規程第19号
一部改正	平成19年	12月	27日	基本規程第20号
一部改正	平成20年	3月	28日	基本規程第27号
一部改正	平成20年	10月	17日	基本規程第11号
一部改正	平成21年	3月	30日	基本規程第21号
一部改正	平成23年	1月	11日	基本規程第37号
一部改正	平成23年	7月	29日	基本規程第13号
一部改正	平成25年	3月	28日	基本規程第18号
一部改正	平成25年	6月	26日	基本規程第17号
一部改正	平成26年	1月	1日	基本規程第38号
一部改正	平成26年	10月	1日	基本規程第9号
一部改正	平成27年	4月	13日	基本規程第2号
一部改正	平成27年	9月	30日	基本規程第7号
一部改正	平成27年	12月	16日	基本規程第12号
一部改正	平成28年	3月	31日	基本規程第14号
一部改正	平成28年	7月	1日	基本規程第8号
一部改正	平成28年	9月	30日	基本規程第13号
一部改正	平成29年	4月	1日	基本規程第5号
一部改正	平成29年	12月	27日	基本規程第13号
一部改正	平成30年	12月	26日	基本規程第6号
一部改正	令和2年	8月	26日	基本規程第6号
一部改正	令和3年	3月	24日	基本規程第10号
一部改正	令和4年	2月	22日	基本規程第26号
一部改正	令和4年	4月	1日	基本規程第4号
一部改正	令和4年	12月	21日	基本規程第25号
一部改正	令和5年	12月	27日	基本規程第21号

(趣旨)

第1条 この学則は、福島県立医科大学学則（平成18年4月1日 基本規程第17号）第3条第2項の規定に基づき、福島県立医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、医学及び看護学に関する研究を遂行する能力や専門性の高い実践能力を有する研究者及び専門職者を育成することを目的とする。

(研究科)

第3条 本学大学院に、医学研究科及び看護学研究科を置く。

- 2 医学研究科は、医学・医療の発展に自立して寄与することができる研究者及び専門職者を育成するとともに、新しい医学の創造を行うことを目的とする。
- 3 看護学研究科は、看護の質の向上に寄与することができる看護専門職者を育成するとともに、看護学の創造と発展に貢献することを目的とする。

(医学研究科の課程及び専攻)

第4条 本学大学院における医学研究科の課程は、博士課程及び修士課程とする。

- 2 医学研究科のうち博士課程には、医学専攻を置く。
- 3 医学研究科のうち修士課程には、医科学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻を置く。

(看護学研究科の課程及び専攻)

第5条 本学大学院における看護学研究科の課程は、博士課程とする。

- 2 看護学研究科博士課程は、前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 看護学研究科に看護学専攻を置く。

(標準修業年限及び在学期間)

第6条 医学研究科博士課程の標準修業年限は4年とし、在学できる期間（以下「在学期間」という。）は、8年を超えることができない。

- 2 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学期間は4年を超えることができない。
- 3 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学期間は、6年を超えることができない。

(学期)

第7条 学年は、次の学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日

(入学の時期)

第7条の2 本学大学院の入学時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び医学研究科博士課程については、学期の始めとすることができる。

(学生定員)

第8条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	博士課程	医学専攻	60人	240人
	修士課程	医科学専攻	10人	20人
		災害・被ばく医療科学共同専攻	10人	20人
	研究科計			80人
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	15人	30人
	博士後期課程	看護学専攻	2人	6人
	研究科計			17人

(授業及び研究指導)

第9条 医学研究科の授業及び研究指導は、福島県立医科大学医学部の専門の課程の授業科目を担当する教授、准教授、講師等又は福島県立医科大学の寄附講座の教授、准教授、講師等がこれを行う。ただし、災害・被ばく医療科学共同専攻の授業及び研究指導は、構成大学の研究科等が別に定めるところにより、一定の資格を有する教授、准教授、講師等がこれを行う。

2 看護学研究科の授業及び研究指導は、福島県立医科大学看護学部の授業科目を担当する教授、准教授、講師等がこれを行う。ただし、看護学研究科博士後期課程の授業及び研究指導については、看護学研究科委員会において認められた教授等もこれを行うことができる。

(授業の方法)

第9条の2 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(研究科委員会)

第10条 本学大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の運営に関する重要な事項を審議する。

3 前項に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第11条 医学研究科の授業科目は、別表第1のとおりとし、授業科目の履修方法については、大学院の医学教育の実施に関し一般的に容認されている基準を勘案し、医学研究科の研究科委員会（以下「医学研究科委員会」という。）の議を経て、学長が別に定める。

2 看護学研究科の授業科目は、別表第2のとおりとし、授業科目の履修方法及び単位に関し必要な事項（単位修得の認定に係るものを除く。）は、看護学研究科の研究科委員会（以下「看護学研究科委員会」という。）の議を経て、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第6条に定める標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(学習の評価及び修了要件)

第13条 医学研究科における授業科目の履修の認定は、試験によりこれを行う。

2 医学研究科における試験の成績は、S、A、B、C又はDの別に区分して評価し、試験の合格又は不合格の別は、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 医学研究科博士課程の修了要件は、本課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

4 医学研究科修士課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第13条の2 看護学研究科における単位修得の認定は、試験によりこれを行う。

2 看護学研究科における試験の成績は、S、A、B、C又はDの別に区分して評価し、試験の合格又は不合格の別は、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者又は第17条第4項により在学期間の短縮が認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、本課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(学位の授与)

第15条 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第16条 学生は、学長の許可を得て、他の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 前項の場合において、学長は、あらかじめ当該大学院との間において必要な事項について協議するとともに、その許可に当たっては、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経るものとする。
- 3 学長は、第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 3 第1項及び前条第1項の規定により、与えることのできる単位数は合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮（博士後期課程を除く。）については、1年を超えない範囲で、当該学生が在学する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(論文による学位の授与)

第18条 学長は、第13条第3項に規定する者のほか、医学研究科の行う博士論文の審査

に合格し、かつ、博士（医学）の学位を授与された者と同等以上の学力を有すると学長が認めた者に対しても博士（医学）の学位を授与することができる。

（入学資格）

第19条 医学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学部を卒業した者
- (2) 大学の医学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 修士課程又は博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号に規定する文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
- (7) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの

3 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定された外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続)

第20条 入学を志願する者は、学長が指定する期日までに入学願書に入学検定料及び学長が別に定める書類を添えて、これを学長に提出しなければならない。

(転入学)

第21条 他の大学院に在学する者が本大学院医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に転入学しようとするときは、当該大学院設置の大学の学長又は所属研究科長の紹介状を添えて、学長に転入学願を提出しなければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、医学研究科委員会又は看護学研究科委員会において速やかに選考を行った上で、学長は許可することがある。
- 3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数については、医学研究科委員会又は看護学研究科委員会において審査の上、第17条第1項を準用する。
- 4 転入学を許可された者の在籍年次及び在籍期間については、医学研究科委員会又は看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(転入学資格)

第22条 医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に転入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願する者。
- (2) 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願する者。

(転入学志願の手続)

第23条 医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に転入学を志願する者の転入学志願に関する手続については、第20条を準用する。

(研究生)

第24条 学長は、本学大学院において医学又は看護学に関する特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研究生として入学を許可することができる。

- 2 第6条の規定にかかわらず、研究生の在学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、引き続き在学することを願い出る者がいるときは、これを許可することができる。
- 3 第1項の規定により入学を許可された者は、第8条に規定する学生の定員の中には含まれないものとする。

(科目等履修生)

第25条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の1又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときには、その者が授業科目を履修し、単位を修得しようとする研究科の研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第26条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該大学院との協議により、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第27条 学長は、研究科において1又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、これを許可することができる。

- 2 学長は、前項の規定により聴講を受けた者が当該授業科目の試験に合格したときは、当該授業科目を履修したことを証する書類を発行することができる。

(外国人学生)

第28条 学長は、外国人であって本学大学院に入学を志願するものがあるときは、選考により入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者は、第8条に規定する学生の定員の中には含まれないものとする。

(学長への委任)

第29条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日現在、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例(平成18年福島県条例第11号)による廃止前の福島県立医科大学条例(昭和39年福島県条例第27号)第2条及び第4条の規定に基づき設置された福島県立医科大学大学院(以下「旧大学院」という。)に在学する学生で、平成18年4月1日以降も旧大学院に在学する予定であったものは、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成18年4月1日に公立大学法人福島県立医科大学が設置する本学大学院に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生に適用されていた学則その他の規程については、なお従前の例による。

3 平成18年度における医学研究科の収容定員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻又は研究課程	平成18年度
医学研究科	地域医療・加齢医科学専攻	21人
	機能制御医科学専攻	30人
	神経医科学専攻	24人
	分子病態医科学専攻	36人
	旧大学院学則第2条の2第2項に規定する研究課程	27人
	計	138人

附 則

この基本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度における医学研究科医科学専攻の収容定員及び医学研究科の収容定員は、改正後の福島県立医科大学大学院学則第8条の規定にかかわらず、10人及び158人とする。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度から平成23年度における医学研究科博士課程の収容定員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学専攻	37人	74人	111人
地域医療・加齢医科学専攻	21人	14人	7人
機能制御医科学専攻	30人	20人	10人
神経医科学専攻	24人	16人	8人
分子病態医科学専攻	36人	24人	12人

3 医学研究科の地域医療・加齢医科学専攻、機能制御医科学専攻、神経医科学専攻及び分子病態医科学専攻は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成27年4月13日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度から平成28年度における看護学研究科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成27年度	平成28年度
看護学研究科	30人	25人

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成27年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度における医学研究科修士課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

医学研究科	平成28年度
医科学専攻	20人
災害・被ばく医療科学共同専攻	10人
研究科計	178人

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成27年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度における医学研究科修士課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

医学研究科	平成28年度
医科学専攻	20人
災害・被ばく医療科学共同専攻	10人
研究科計	178人

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成28年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この基本規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。た

だし、第14条の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成29年12月27日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成30年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年度以前に看護学研究科に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、令和2年8月26日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度における医学研究科博士課程医学専攻の入学定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

医学研究科	令和4年度
医学専攻	37人
研究科計	57人

3 令和4年度から令和7年度における医学研究科博士課程医学専攻の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

医学研究科	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医学専攻	148人	171人	194人	217人
研究科計	188人	211人	234人	257人

4 令和4年度から令和5年度における看護学研究科博士後期課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程	専攻	令和4年度	令和5年度
博士後期課程	看護学専攻	2人	4人
研究科計		22人	24人

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年度における看護学研究科博士前期課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程	専攻	令和5年度
博士前期課程	看護学専攻	25人
	研究科計	29人

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度以前に医学研究科災害・被ばく医療科学共同専攻に入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年度以前に医学研究科災害・被ばく医療科学共同専攻に入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

（別紙）

備考 学長は、この表に定める授業科目のほか、医学研究科委員会の議を経て、教育上必要と認める授業科目を設けることができる。

別表第2（第11条関係）

（別紙）

備考 学長は、この表に定める授業科目のほか、看護学研究科委員会の議を経て、教育上必要と認める授業科目を設けることができる。

別表第1（第11条関係）

医学専攻

教育科目区分	授業科目
共通基盤教育	医学研究概論
	総合人間学特論
	医科学研究入門
	研究デザイン学
専門分野教育	医学特論
	医学特別研究演習
発展分野教育	医学特論演習
	大学院セミナー
特別研究	研究指導

医科学専攻

科目区分	授業科目
必修教育科目	医科学概論
	国際コミュニケーション学
	生体構造学
	生体機能学
	病態病理学
	代謝栄養学
	医学研究方法論
	疫学・統計の方法論
	疫学・統計実習
	医学研究デザイン論
	医学研究デザイン論演習

	行動科学
	計測・分析学
	医学統計学
	医療工学
	放射線医学
専門研究科目	地域と環境
	食物と栄養
	血液と循環
	免疫と生体防御
	発生と再生
	脳とこころ
	分子と情報
	臨床研究デザイン学
	臨床データ解析学特講
	臨床データ解析学演習
	ヘルス・サービスリサーチ
特別研究科目	特別研究 特別研究演習
	共通必修科目
	大学院セミナー

災害・被ばく医療科学共同専攻

科目区分	授業科目
基礎科目	研究方法特論
	リスクコミュニケーション学
	基礎放射線医科学
	災害看護学概論
	救急医学概論
	災害医学概論
	被ばく影響学
	緊急被ばく医療概論
	メンタルヘルス概論
	リスクアセスメント概論
	疫学
	放射線防護学
	I P W論

	リスク管理学特論
専門科目	社会医学特論
	国際保健学特論
	災害こころの医学
	災害医学特論
	シミュレーション医療教育学
	災害地域ヘルスプロモーション学
	救急医学特論
	地域医療学
	放射線看護学
	国際被ばくヘルスプロモーション
	被ばく医療保健看護学
	災害公衆衛生看護学
	国際プロジェクト管理学
	保健医療社会学特論
	看護倫理
	看護教育論
	コンサルテーション特論
	看護情報学
	災害看護活動論Ⅰ
	災害看護活動論Ⅱ
専門実習	福島医大救急医学実習
	原子力災害医療実習
	長崎大川内村実習
	長崎大原爆被爆者医療実習
課題研究	課題研究
自由科目	医学概論

別表第2（第11条関係）

1 博士前期課程 看護学専攻

看護理論

看護研究

看護倫理

看護研究方法論

基礎看護論

基礎看護学特論Ⅰ

基礎看護学特論Ⅱ

基礎看護学演習Ⅰ
基礎看護学演習Ⅱ
基礎看護学実習Ⅰ
基礎看護学実習Ⅱ
看護生命科学概論
看護生命科学特論Ⅰ
看護生命科学特論Ⅱ
看護生命科学演習Ⅰ
看護生命科学演習Ⅱ
看護生命科学方法Ⅰ
看護生命科学方法Ⅱ
がん看護論
がん看護学特論Ⅰ
がん看護学特論Ⅱ
がん看護学演習Ⅰ
がん看護学演習Ⅱ
がん看護学実習Ⅰ
がん看護学実習Ⅱ
がん看護学実習Ⅲ
がん看護学実習Ⅳ
成人看護論
成人看護学特論Ⅰ
成人看護学特論Ⅱ
成人看護学演習Ⅰ
成人看護学演習Ⅱ
成人看護学実習Ⅰ
成人看護学実習Ⅱ
老年看護論
老年看護学特論Ⅰ
老年看護学特論Ⅱ
老年看護学演習Ⅰ
老年看護学演習Ⅱ
老年看護学実習Ⅰ
老年看護学実習Ⅱ
リハビリテーション看護論
精神看護論
精神看護学特論Ⅰ
精神看護学特論Ⅱ

精神看護学演習Ⅰ
精神看護学演習Ⅱ
精神看護学演習Ⅲ
精神看護学実習Ⅰ
精神看護学実習Ⅱ
精神看護学実習Ⅲ
精神看護学実習Ⅳ
急性期精神看護論
リエゾン精神看護論
精神訪問看護論
地域精神保健論
女性看護論
母性看護学特論Ⅰ
母性看護学特論Ⅱ
母性看護学演習
母性看護学実習Ⅰ
母性看護学実習Ⅱ
助産学特論Ⅰ
助産学特論Ⅱ
助産学特論Ⅲ
助産診断・技術学演習Ⅰ
助産診断・技術学演習Ⅱ
助産診断・技術学演習Ⅲ
助産診断・技術学演習Ⅳ
基礎助産技術演習
高次助産技術演習
助産健康教育法
助産学臨床推論
ふくしま助産学
地域母子保健
助産管理
助産学実習Ⅰ
助産学実習Ⅱ
助産学実習Ⅲ
助産学課題演習Ⅰ
助産学課題演習Ⅱ
助産学課題演習Ⅲ
母子保健論

小児看護論
小児看護学特論Ⅰ
小児看護学特論Ⅱ
小児看護学演習Ⅰ
小児看護学演習Ⅱ
小児看護学演習Ⅲ
小児看護学実習Ⅰ
小児看護学実習Ⅱ
小児看護学実習Ⅲ
小児看護学実習Ⅳ
小児看護学実習Ⅴ
地域保健看護論
地域保健看護学特論Ⅰ
地域保健看護学特論Ⅱ
地域保健看護学演習
地域保健看護学実習Ⅰ
地域保健看護学実習Ⅱ
地域保健看護学実習Ⅲ
在宅看護論
在宅看護学特論Ⅰ
在宅看護学特論Ⅱ
在宅看護学演習
在宅看護学実習Ⅰ
在宅看護学実習Ⅱ
健康情報学
看護教育論
コンサルテーションの理論と実際
フィジカルアセスメント
病態生理学
臨床薬理学
症状マネジメント
看護マネジメント論
がん医療におけるコミュニケーション
認知症看護論
ストレスと心身症
看護と法
看護ケア方法論
緩和ケア論

看護政策論
家族面接論
現代家族論
看護特別研究
看護課題研究

- 2 博士後期課程 看護学専攻
- ケア開発看護学特講
 - ケアシステム開発看護学特講
 - 実践開発看護学演習
 - 看護研究特講
 - 看護人材育成論特講
 - 看護心理学特講
 - 看護病態学特講
 - 実践開発看護学特別研究